

# 訪問入浴 利用料金表

令和6年6月1日 現在

## ■ 訪問入浴サービス

利用者の要介護度と利用料金		要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
① サービス基本料金		856 円	1,266 円				
② サービス提供体制強化加算(I)		44 円					
自己負担額 (1回)	1割負担	900 円	1,310 円				
	2割負担	1,800 円	2,620 円				
	3割負担	2,700 円	3,930 円				

※訪問時の利用者の心身の状況から全身入浴が困難で清拭又は部分入浴を実施した場合、基本料金の90%を算定します。

## ■ 加算料金 (介護給付対象)

加算項目の種類	摘 要	
初回加算	200円/月	新規利用者の居宅を訪問し、訪問入浴介護の利用に関する調整を行なった上で、利用者に対して初回の訪問入浴介護を行なうことに加算されます。 (1割: 200円、2割: 400円、3割: 600円)
看取り連携体制加算	64円 <small>*死亡日及び死亡日以前30日以下に限る。</small>	医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。 看取り期における対応方針に基づき、利用者の状態又は家族の求め等に応じ、介護職員、看護職員等から介護記録等利用者に関する記録を活用し行われるサービスについての説明を受け、同意した上でサービスを受けている者(その家族が説明を受け、同意したを含む)であること。
サービス提供体制強化加算(I)	44円	指定訪問入浴介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上の場合。又は、勤続10年以上介護福祉士が25%以上に加算されます。(1割: 44円、2割: 88円、3割: 132円)
介護職員等処遇改善加算(I)	所定単位数の10.0%	この加算による介護報酬の上乗せ分は、介護職員等の職員の処遇改善に充てられます。介護現場で働く方の処遇改善を行い人材確保に努め、良質なサービス提供を続けるための加算です。